

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

【投信協会商品分類】 追加型投信／海外／株式

【設定日】 2011年7月29日

【決算日】 原則3月、6月、9月、12月の各4日

運用実績

基準価額および純資産総額

基準価額	9,423円
純資産総額	161.48億円

※ 基準価額は、分配金控除後です。

構成比率

	純資産比
スイス株式マザーファンド	97.74%
コール・ローン等	2.26%

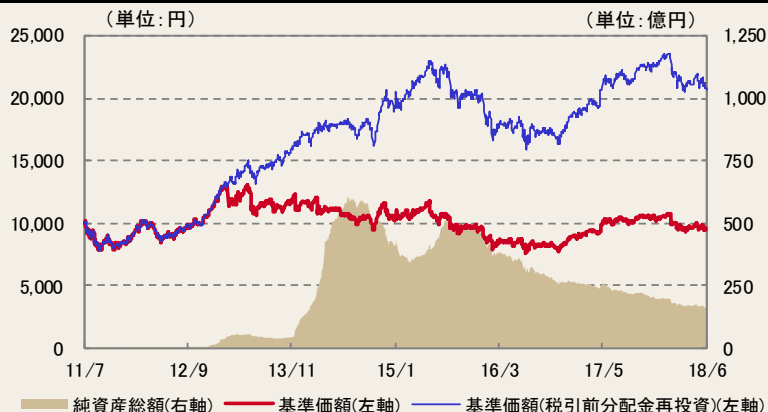
期間別騰落率

	当ファンド
過去1ヵ月間	-0.95%
過去3ヵ月間	-1.35%
過去6ヵ月間	-10.30%
過去1年間	-4.08%
過去3年間	-4.12%
過去5年間	49.99%
設定来	107.20%

※ ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものと計算しており、実際の騰落率とは異なります。
 ※ 設定来のファンド騰落率は、10,000円を基準として計算しております。

基準価額・純資産の推移

2011/07/29～2018/06/29



※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しております(以下同じ)。
 ※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。
 ※ 当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。
 ※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

分配実績(直近5期分/1万口当たり、税引前)

2017年06月	100円
2017年09月	100円
2017年12月	300円
2018年03月	0円
2018年06月	0円
設定来累計	8,950円

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

構成比率(マザーファンド)

	純資産比
株式	99.84%
コール・ローン等	0.16%

組入上位10銘柄(マザーファンド)

銘柄名	通貨	発行国/地域	業種	純資産比
1 NESTLE SA-REGISTERED-B	スイス・フラン	スイス	生活必需品	13.6%
2 NOVARTIS AG-REG SHS	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	12.0%
3 ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	9.0%
4 UBS AG	スイス・フラン	スイス	金融	5.1%
5 PARTNERS GROUP HOLDING AG	スイス・フラン	スイス	金融	4.8%
6 CIE FINANC RICHEMONT-A	スイス・フラン	スイス	一般消費財・サービス	4.5%
7 LONZA GROUP AG-REG	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	4.5%
8 ABB LTD	スイス・フラン	スイス	資本財・サービス	4.4%
9 SWISS RE LTD	スイス・フラン	スイス	金融	4.0%
10 GEBERIT AG-REG	スイス・フラン	スイス	資本財・サービス	4.0%
組入銘柄数				29銘柄

※ 業種別分類は、世界産業分類基準に準じてUBPインベストメンツが分類しています。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

組入上位10銘柄の紹介

組入銘柄	銘柄紹介
1 NESTLE SA-REGISTERED-B (ネスレ)	多国籍食品加工会社。広範囲にわたる食品の製造・販売を手掛ける。製品は、ミルク、チョコレート、菓子類、飲料水、コーヒー、クリーム、調味料、ペットフードなど。
2 NOVARTIS AG-REG SHS (ノバルティス)	医薬品会社。医薬品および消費者用ヘルスケア商品を製造。医薬品の分野は、心血管疾患、呼吸器疾患、感染症、腫瘍、神経系疾患、移植、皮膚病、胃腸系疾患、泌尿器系疾患、関節炎など。また、診断薬およびワクチン、視力関連、動物用ヘルス商品なども製造する。
3 ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN (ロシュ・ホールディング)	製薬会社。心血管疾患、伝染病、自己免疫疾患、呼吸器疾患、皮膚病、代謝異常、腫瘍、移植、中枢神経系などの疾病を対象とする処方薬を開発、製造する。
4 UBS AG (ユービーエス)	金融サービス会社。個人、法人、機関投資家向けに金融サービスを提供する。投資銀行業務、小売銀行業務、法人・機関投資家向け銀行業務、総合的な資産運用計画および資産運用サービスのほか、ファンド管理、第三者ファンド運用などの証券サービスも手掛ける。
5 PARTNERS GROUP HOLDING AG (パートナーズ・グループ・ホールディング)	グローバルに展開するプライベート市場資産管理会社。非公開株式、私募債、非公開不動産、プライベート・インフラなどを対象とする。機関投資家、プライベートバンク、その他金融機関などグローバルの顧客を対象に、さまざまなファンド、仕組商品、カスタマイズされたポートフォリオの管理を手掛ける。
6 CIE FINANC RICHEMONT-A (フィナンシエール・リシュモン)	持株会社。子会社を通して、高級な宝石類、腕時計、皮製品、筆記具、男女衣料品の製造・販売を手掛ける。
7 LONZA GROUP AG-REG (ロンザ・グループ)	有機化学薬品、殺菌剤、活性剤、バイオ製品などのメーカー。カスタマイズされた化学品の製造および発酵加工に従事。生命科学、医薬、食品加工、農産品メーカーなどに向けた製造施設を欧州、米国、中国に所有する。
8 ABB LTD (ABB)	電力・自動化テクノロジー会社。事業分野は、発電、電力システム、オートメーション製品、工程自動化、ロボット工学など。
9 SWISS RE LTD (スイス再保険)	再保険会社。保険や保険連動型金融市場商品を提供する。自動車、賠償、傷害、エンジニアリング、海上、航空、生命、健康などの各種保険を取り扱う。自社および他社向けの債券・株式投資管理も提供する。
10 GEBERIT AG-REG (ギーベリッツ)	水道管と接合部品のメーカー。商業、住宅建設市場向けの水道管装置や、有視貯水槽およびその他衛生システムなどの排水・水洗システムを手掛ける。ドイツ、イタリア、スイス、オーストリア、オランダ、フランス、ベルギーで製品を販売する。

※ 上記内容は、組入銘柄の紹介を目的として運用委託会社からの情報を基に弊社が作成しており、記載銘柄の推奨を行うものではありません。
 ※ 上記内容は、作成段階で入手する情報をもとに作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。
 ※ 当ファンドでは銘柄入替を行うことがあるため、現在の銘柄と異なる場合があります。

<ご参考>

■ スイスフラン 為替レート

2011/07/29～2018/06/29



	円/スイスフラン
2018年5月31日	110.05
2018年6月29日	110.88
スイスフラン騰落率	0.75%

※ スイスフラン騰落率がプラスの場合は円安スイスフラン高、マイナスの場合は円高スイスフラン安となります。

出所: Bloomberg

■ 主要株式指数

2011/07/29～2018/06/29



	スイスパフォーマンス指数
2018年5月31日	10,164.78
2018年6月29日	10,327.29
騰落率	1.60%

※ 休日の場合は直近の指数値を表示しております。
 ※ 上記指数はベンチマークではありません。

出所: Bloomberg

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

ファンドマネージャーコメント

○先月の市場動向

6月のスイス株式市場（SPI指数）は、1.60%（現地通貨ベース）上昇しました。

月初は、イタリアで連立政権が発足し欧州の政局不安が一旦和らいだことや、5月分の雇用統計等の米国で発表された経済指標が予想より堅調だったこと等を好感し、グローバル株式市場が上昇する中、スイス株式市場も上昇しました。

月中旬に入ると、イタリアの経済財務相がユーロ圏離脱を否定したことや、為替市場でドルが総じて上昇する中、スイスフランが弱含んだこと等を受け、上値を追う展開となりましたが、米国が対中制裁関税を7月6日に発動すると発表し、米中貿易摩擦が激化すると懸念等からグローバル株式市場が反落する中、スイス株式市場も下落しました。また、移民問題への対応を巡るドイツ連立政権内の亀裂が報じられたこと等も懸念材料となりました。

月末には、EU首脳会議で移民問題への対応について合意に至ったことや、スイス株式市場で時価総額上位のノバルティスが子会社アルコンの分離と自社株買い実施を発表したことから大幅高となったこと等を受け、大きく上昇しました。

為替市場では対ドルでスイスフランが下落した一方、対円ではスイスフランが上昇しました。

○先月の運用状況

当月は、シャフナー・ホールディングやフォルボ・ホールディング、スウォッチ・グループを買い増した一方、ランティス・ギアを全売却しました。

当ファンドの騰落率は、スイス株式市場が基準価額算出日ベース（5/30～6/28）で-1.24%下落したこと等から-0.95%下落しました。

○今後の見通し

引き続き、貿易摩擦問題がグローバル投資家の大きな懸念事項となっています。一方で、グローバル経済や企業業績は総じて堅調に推移していることから、貿易摩擦問題が和らぐ兆しが見えると、グローバル株式市場のセンチメントは改善し、株価上昇を後押しすると考えています。スイス企業の業績も堅調であり、2018年のスイス企業全体の1株当たり利益は10%台半ばの伸びになると予想されています。第2四半期の決算発表が良好な内容となり、投資家が好調な企業業績に再び目を向けることが期待されます。

当ファンドで投資している、特定の分野で世界No.1のスイス企業の中長期的な潜在成長力、業績やバリュエーション等を考慮すると、株価の上値余地は大きいと判断しています。引き続き、各国の中央銀行の金融政策や、各国のマクロ経済動向には注視しつつ、個別企業のボトムアップ分析に注力し運用を行います。

（運用委託先からの情報を基に損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが作成）

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

Ⅰ ファンドの特色

- 1 スイス株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
 - マザーファンドにおけるスイス株式等の運用指図に関する権限を、「ユニオンバンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」に委託します。
- 2 主に安定した企業基盤があり、特定の分野で世界No. 1のリーディングカンパニーへ集中投資します。
 - 世界No. 1のリーディングカンパニーとは「ユニオンバンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」による調査・分析の結果、特定の分野で売上高等がトップシェアを有すると認められる企業を指します。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4 原則、年4回決算を行います。
 - 3、6、9、12月の各4日。当該日が休業日の場合は翌営業日。
 - 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

- ・ 当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定められたものであり、支配的な銘柄*が存在するファンドをいいます。

※ 支配的な銘柄とは、寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体あたりの時価総額の構成割合、またはベンチマークにおける一発行体あたりの構成割合。以下同じ。）が10%を超える、または超える可能性が高いものをいいます。

- ・ 当ファンドの実質的な投資対象であるスイス株式市場には、構成割合が10%を超える可能性の高い銘柄が存在します。そのため、当ファンドの運用にあたっては、同一銘柄を純資産総額の10%を超えて組入れる可能性があります。特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

Ⅱ 投資リスク①

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆ 価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆ 信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆ 銘柄集中投資のリスク

当ファンドの投資対象には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

投資リスク②

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込不可日	スイス証券取引所の休業日においては、お申込みの受付ができません。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成33年6月4日まで（設定日 平成23年7月29日） ※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則3月、6月、9月、12月の各4日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年4回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	委託会社のホームページ(http://www.sjnk-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	原則、毎年6月、12月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

Ⅰ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.78% (税抜3.5%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.8144% (税抜1.68%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社 年率0.90% (税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.70% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.08% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	※ 委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したユニオンバンクグループ・プライベート・ユービーピー・エスエーへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬額は、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.50%を乗じた額とします。(ファンドの運用の対価)	
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00756%(税抜0.007%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用※ 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	<ul style="list-style-type: none"> 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

● 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

●「スイス・グローバル・リーダー・ファンド」受賞歴



「スイス・グローバル・リーダー・ファンド」はR&Iファンド大賞2015の「投資信託／欧州株式部門」において「最優秀ファンド賞」を受賞しました。

「R&Iファンド大賞」は、R&I等が信頼し得ると判断した過去のデータに基づく参考情報（ただし、その正確性及び完全性につきR&I等が保証するものではありません）の提供を目的としており、特定商品の購入、売却、保有を推奨、又は将来のパフォーマンスを保証するものではありません。当大賞は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。当大賞に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はR&I等に帰属しており、無断複製・転載等を禁じます。「投資信託／総合部門」の各カテゴリーは、受賞運用会社の該当ファンドの平均的な運用実績を評価したもので、受賞運用会社の全ての個別ファンドについて運用実績が優れていることを示すものではありません。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ： http://www.sjnk-am.co.jp/ 電話番号：0120-69-5432 ●クライアントサービス第二部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業 協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業 協会	備考
藍澤証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	○	○	○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
GMOクリック証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第77号	○		○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○	
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○		
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
三木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第172号	○				
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○			
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○				
浜銀TJ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○				
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○				
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○	
光証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第30号	○	○			
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○				
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○				
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第11号	○				

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っておりません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。